

福岡女学院大学 障がいのある学生の修学支援に関するガイドライン

2019（平31）年2月26日制定

2019（平31）年4月1日施行

福岡女学院大学（福岡女学院大学短期大学部、福岡女学院大学大学院を含む。以下、「本学」という。）は、障がいのある学生の修学支援に関するガイドラインを次の通り定める。

1. 目的

このガイドラインは「障害者基本法」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、その他の法令に基づき、本学における障がいのある学生に対する修学支援に関し、基本となる事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

- (1) 本学は、障がいのある学生が、障がいの無い学生と教育・研究及びその他の関連する活動全般に対して平等に参加出来る学修機会の確保に努める。
- (2) 本学は、障がいの有無にかかわらず、全ての学生がお互いの立場を尊重し、共に学び合う環境を整備する。
- (3) 本学は、障がいのある学生が社会で活躍する人材へと成長出来るよう支援する。

3. 定義

本ガイドラインにおける用語の定義は以下の通りとする。

(1) 障がい

身体障がい、精神障がい、発達障がい、知的障がい、その他の心身機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は、社会的生活に相当な制限を受ける状態であること。

(2) 社会的障壁

日常生活又は、社会的生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、習慣、慣行、観念、その他一切の事項

(3) 差別的取り扱い

障がい者に対して、正当な理由なく障がいを理由として、教育・研究及びその他の関連する活動全般について、機会の提供を拒否する又は、提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障がい者で無い者に対して付してはいけない条件を付すことにより、障がい者の権利利益を侵害す

ること。

4. 合理的配慮の提供

本学は、障がいのある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障がいのある学生の権利利益を侵害することが無いよう、当該学生の障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を提供するよう努める。意思の表明が無い場合であっても、当該学生がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該学生に対して適切な合理的配慮を提案するよう努める。また、障がい状態等が変化することもあることから、提供する合理的配慮については、適宜見直しを図ることに努める。

5. 支援体制

(1) 修学支援の申し出

障がいのある学生からの修学支援の申し出は、当該学生のアドバイザーあるいは当該学生の所属する学科長に申請することとする。学科長は当該学生と面談の上「修学支援申込書」を受理し、状況を把握する。

(2) 修学支援における配慮内容の決定

各専門部署（学生心理相談室、保健室）は当該学生と面接の上、学生本人の事情及び希望・意向を確認し、合理的配慮が必要と判断した場合は、配慮についての所見を作成する。

所見を受けて、学生心理相談室業務会議は配慮内容について当該学生と合意形成を経て決定し、配慮依頼文を当該学生が所属する学科に伝える。

(3) 支援の実際

配慮依頼文を受けて学科及び担当教員は、具体的な配慮内容について学生本人と協議し、実施する。

6. 情報公開

本学は、本ガイドラインをホームページ上に公開する。

7. 研修・啓発

本学は「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、その他の法令の理解及び障がいを理由とする差別の解消を図るために、学内教職員に対して、必要不可欠な研修及び啓発を行う。

以上